

# 「わな」で 野生鳥獣を捕獲するためには

イノシシやニホンジカを捕獲するための手続きを

分かりやすく紹介します。

1. わな猟免許取得編・・・2～3ページ
2. 狩猟者登録編・・・・・・・・4～5ページ
3. 有害捕獲許可編・・・・・・・・6～8ページ
4. 取得経費助成編・・・・・・・・9ページ
5. 参考資料・・・・・・・・10～11ページ

！注意！

制度や補助事業の内容は変わることがあります。必ず最新の情報をご確認ください。

# 1. わな猟免許取得編

## ステップ1～狩猟免許試験の日程を確認する～

わな猟免許所持は有害捕獲\*の大前提です。

鳥取県が例年5月頃に発表する試験日程を確認しましょう。

倉吉会場では年2回開催（夏・冬）ですが、鳥取や米子での受験も可能です。

また、併せて狩猟者養成講習会の日程も確認しましょう。

テキスト代（1,500 円）が必要ですが、初めての方は試験と併せて申し込むことをオススメします。

※ 有害捕獲…農作物等への被害を防ぐため、個人等が許可を受けて野生鳥獣を捕獲すること。

## ステップ2～申請書類を手に入れる～

書類は次の場所に用意しています。

- ①中部総合事務所生活環境局生活安全課
- ②三朝町役場農林課
- ③鳥取県ホームページ

## ステップ3～診断書を書いてもらう～

医療機関で診断書を書いてもらいます。

町内だと吉水医院や湯川医院があります。

※領収書は必ず残しておきましょう。取得経費助成の申請に必要です。

## ステップ4～写真を準備する～

写真店、証明写真機などお好みの方法で撮影します。

※これも経費助成の対象です。領収書は必ず残しておきましょう。

## ステップ5～申請書類に必要事項を記入する～

氏名、住所など必要事項を記入してください。

記入方法がわからない場合は、中部総合事務所生活安全課にご相談ください。

## ステップ6～84円切手を購入する～

受験票返送用として84円切手が必要です。

※これも経費助成の対象です。領収書は必ず残しておきましょう。

## ステップ7～鳥取県収入証紙を購入する～

受験手数料として、4,300円分の収入証紙を購入してください。

一部の銀行や中部総合事務所（向かって右側の棟1階）で購入できます。

申込先は同じ棟の2階なので、申請前に総合事務所で購入するといいいでしょう。

※農業共済で、組合員等を対象とした受験手数料の1/2を助成する制度があります。申請を希望する場合は、収入証紙を購入したことがわかるもの（領収書、レシート）を必ず残しておいてください。

## ステップ8～受験申込み手続きをする～

今まで用意したものを全て持って中部総合事務所生活安全課に行きましょう。

狩猟者養成講習会の申し込みもこのときにできます。

テキスト代は講習会当日に支払います。

## ステップ9～狩猟者養成講習会に参加する～

配布されるテキストを見ながら、しっかりと話を聞きましょう。

## ステップ10～狩猟免許試験を受ける～

受験票と筆記用具、順番によっては待ち時間が長くなることもあるので、最終確認用にテキスト等を持って受験会場に行きましょう。

少し早めに行くと、スムーズに駐車できます。トイレの場所も確認しておくといいかもしれません。

## 2. 狩猟者登録編

試験に合格すると、わな猟狩猟免許が発効されます。

しかし、免許を持っているだけでは野生動物を捕獲することができないので、狩猟者登録や有害捕獲許可が必要となります。

ちなみに、狩猟免許は3年に一度更新が必要です。更新時期が近付くと、更新案内通知が来るので、無視せず更新に行きましょう。

狩猟者登録が必要となるのは、以下に該当する方です。

- ①県内で狩猟期間（11/15～2/15）に狩猟をしたい方
- ②49歳以下で狩猟免許を取得し、初めて狩猟者登録する方  
※経費助成があるので、今年だけは狩猟者登録した方が数千円おトク。
- ③三朝町で有害捕獲したいが、町外に住所を有する方
- ④有害捕獲に銃器も使用する方  
※狩猟税、手数料などは別途かかります。

簡単に言うと、「三朝町内でわな猟の有害捕獲だけしたい方」は狩猟者登録不要ですので、「3. 有害捕獲許可編」にお進みください。

### ステップ1～集中受付日を確認する～

例年、10月初旬に中部総合事務所で開催されます。

日程は別途通知されますが、地区ごとに受付日が指定されているのでご注意ください。

### ステップ2～写真を準備する～

狩猟者登録には2枚必要です。

### ステップ3～狩猟税を確認する～

県民税所得割額の納付を要しない方は、狩猟税納付書に市町村長の証明をもらえば狩猟税が5,500円となります。

詳しくは中部県税事務所にお問い合わせください。

## ステップ4～収入証紙の購入～

狩猟税（8,200円または5,500円）と手数料（1,800円）の鳥取県収入証紙が必要です。

証紙貼付欄が分かれているので、それぞれ貼り付けることになります。

## ステップ5～猟友会費の準備～

狩猟者登録するためには、狩猟者共済やハンター保険等への加入が必須です。

これは猟友会が取り扱っていますので、当日は猟友会費＋保険費（合計12,000円）を現金で用意する必要があります。

## ステップ6～狩猟者登録受付に行く～

通知を参考に、必要なものを持って行きましょう。

ちなみに、書類は会場で記入するので黒色のボールペンがあると便利です。

集中受付に行けない場合は、猟友会支部等で保険加入手続き（＝猟友会加入手続き）を行ってから、中部総合事務所生活安全課で狩猟者登録をすることができます。

## ステップ7～狩猟スタート～

出猟時は狩猟者登録証を携帯し、ルールを守って狩猟を行いましょう。

有害捕獲を行う方は、「3. 有害捕獲許可編」にお進みください。

### 3. 有害捕獲許可編

試験に合格すると、わな猟狩猟免状が発効されます。

しかし、免状を持っているだけでは野生動物を捕獲することができないので、狩猟者登録や有害捕獲許可が必要となります。

ちなみに、狩猟免許は3年に一度更新が必要です。更新時期が近付くと、更新案内通知が来るので、無視せず更新に行きましょう。

#### (1)対象鳥獣

##### ①通年（11/1～翌年10/31）

イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、アライグマ

##### ②狩猟期間外（2/16～11/14）

タヌキ、アナグマ、キツネ、テン

##### ③狩猟期間外（2/16～11/14）※銃器のみ

カラス、キジバト、スズメ、ドバト、アオサギ、ダイサギ、カワウ

1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
【通 年】 イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、アライグマ											
【2/16 ～ 11/14】 タヌキ、アナグマ、キツネ、テン											

#### (2)許可期間

1年間（11/1～翌年10/31） ※毎年10月に手続きを行います。

#### (3)許可要件

次のア～ウの条件をすべて満たす必要があります。

##### ①三朝町に住所を有する方

ア. わな猟狩猟免許を持っている

イ. 猟友会に加入している

ウ. 被害発生地域の地理を把握している

##### ②三朝町以外に住所を有する方

ア. わな猟狩猟免許を持っている

イ. 狩猟者登録をしている（+猟友会に加入している）

ウ. 被害発生地域の地理を把握している

## ステップ1～集中受付日を確認する～

例年、10月初旬に中部総合事務所で開催されます。

日程は別途通知されますが、地区ごとに受付日が指定されているのでご注意ください。

## ステップ2～猟友会費の準備～

保険加入手続き（＝猟友会加入手続き）を行うので、当日は猟友会費＋保険費（合計12,000円）を現金で用意します。

できるだけお釣りのないようにしましょう。

## ステップ3～集中受付に行く～

会場では、狩猟者登録の手続きも行っていますが、町内在住で有害捕獲だけする方は狩猟者登録不要です。

猟友会加入手続きだけを行ってください。

## ステップ4～有害捕獲許可の申請用紙を手に入れる～

三朝町役場農林課から書類を入手し、記入例を参考に必要事項を記入していきましょう。

- ①三朝町に住所を有する方  
三朝町有害鳥獣捕獲従事者証交付申請書
- ②三朝町以外に住所を有する方  
鳥獣捕獲等許可申請書

## ステップ～書類を提出する～

次の書類を持って農林課までお越しください。

- ①ステップ4の申請書  
押印を忘れないようにしてください。
- ②わな猟狩猟免状  
申請時に有効期間等を確認します。
- ③狩猟事故共済保険契約者証または狩猟者登録証  
申請時に原本を提出してもらいます。

## **ステップ6～説明会に参加する～**

有害捕獲に関する説明会が開催されるので参加しましょう。

どうしても参加できない場合は、事前に連絡をすれば後日資料をもらうことができます。

## **ステップ7～有害捕獲スタート～**

出猟時は従事者証または許可証を携帯し、ルールを守って有害捕獲を行いましょ



## 4. 取得経費助成編

わな猟狩猟免許取得の経費助成メニューはいくつかあります。  
それぞれ申請先が異なるので、下記を参考に申請をお願いします。

### (1) 中部総合事務所生活安全課

- ①対象者：49歳になる年度までに初めて狩猟者登録する方
- ②助成額：20,900円（わな）  
24,100円（第一種）  
31,800円（わな及び第一種）
- ③必要書類：申請書
- ④申請時期：2/10～3/16
- ⑤問い合わせ先：中部総合事務所生活安全課 ☎23-3149

### (2) 三朝町役場農林課

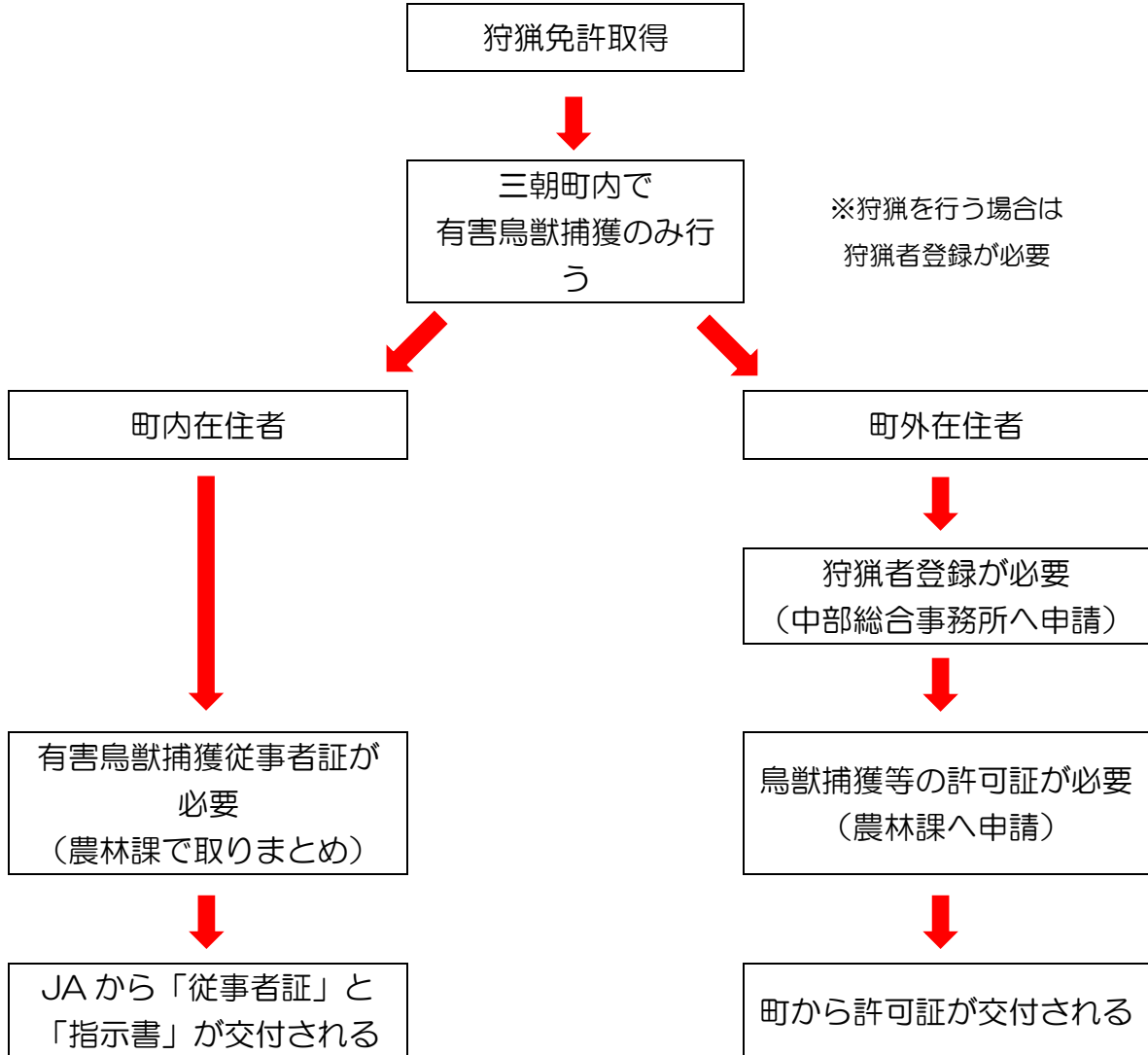
- ①対象者：わな猟免許を新規取得した年度に有害捕獲する方
- ②助成額：対象経費（診断書料、写真代、切手代、狩猟事故共済保険料）  
※上限5,000円
- ③必要書類：申請書、領収書またはレシートの写し
- ④申請時期：対象者には農林課から通知あり
- ⑤問い合わせ先：三朝町役場農林課 ☎43-3515

### (3) 鳥取県農業共済組合中部支所

- ①対象者：組合員等のうち、有害捕獲のために狩猟免許を取得・更新する方
- ②助成額：受験または更新手数料の1/2 ※単価調整あり
- ③必要書類：申請書、領収書またはレシートの写し、狩猟免状の写し
- ④申請時期：12月末まで
- ⑤問い合わせ先：鳥取県農業共済組合中部支所 ☎37-5252

## 5. 参考資料

### (1) わな猟・網猟フロー図



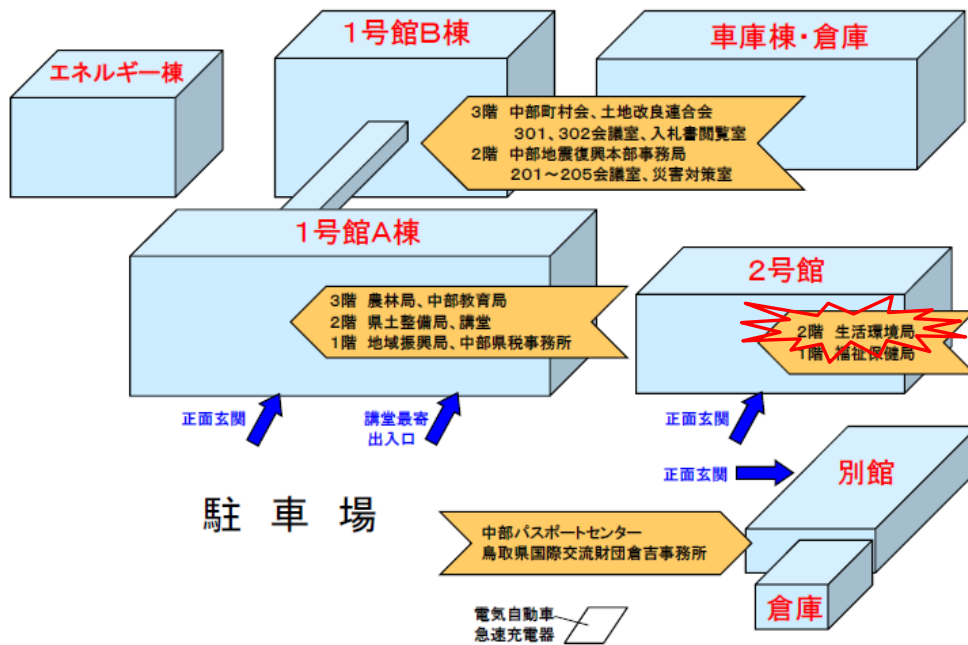
### (2) 有害捕獲奨励金単価

※令和元年12月時点

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
奨励金	イノシシ	10,000円											
	シカ												
	ヌートリア	3,000円											
	アライグマ	10,000円											
上乗せ	シカ	成獣 7,000円 / 幼獣 1,000円											

※ 奨励金は1頭あたりの金額

(3) 中部総合事務所生活環境局生活安全課



(4) 三朝町役場農林課

